

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																										
<p>（使用申込者の要件）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号に<u>準ずる状態</u>にある者であって、他の要件をすべて満たすものを使用申込者とすることができる。</p> <p>（使用者の費用負担）</p> <p>第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>電気、ガス及び上下水道の<u>使用に係る費用</u></p> <p>〔略〕</p> <p>（明渡し）</p> <p>第17条 使用者は、前条の規定により使用の承認を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、区長の定める期日までに、借上げ住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>別表</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号に<u>準じる状態</u>にある者であって、他の要件をすべて満たすものを使用申込者とすることができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>電気、ガス及び上下水道の<u>料金</u></p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第17条 使用者は、前条の規定により使用の承認を取り消されたとき又は使用期間が満了したときは、区長の定める期日までに、借上げ住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>別表</p>																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用者の収入区分</th> <th colspan="2">使 用 料（月額）</th> </tr> <tr> <th>単身世帯用住宅</th> <th>2人世帯用住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104,000円以下の場合</td> <td>13,000円</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>104,000円を超え123,000円以下の場合</td> <td>15,000円</td> <td>20,300円</td> </tr> <tr> <td>123,000円を超え139,000円以下の場合</td> <td>17,100円</td> <td>23,200円</td> </tr> <tr> <td>139,000円を超え158,000円以下の場合</td> <td>19,300円</td> <td>26,200円</td> </tr> <tr> <td>158,000円を超え186,000円以下の場合</td> <td>22,100円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>186,000円を超え214,000円以下の場合</td> <td>25,500円</td> <td>34,600円</td> </tr> <tr> <td>214,000円を超え259,000円以下の場合</td> <td>57,400円</td> <td>73,200円</td> </tr> <tr> <td>259,000円を超える場合</td> <td>85,000円</td> <td>106,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使用者の収入区分	使 用 料（月額）		単身世帯用住宅	2人世帯用住宅	104,000円以下の場合	13,000円	17,600円	104,000円を超え123,000円以下の場合	15,000円	20,300円	123,000円を超え139,000円以下の場合	17,100円	23,200円	139,000円を超え158,000円以下の場合	19,300円	26,200円	158,000円を超え186,000円以下の場合	22,100円	30,000円	186,000円を超え214,000円以下の場合	25,500円	34,600円	214,000円を超え259,000円以下の場合	57,400円	73,200円	259,000円を超える場合	85,000円	106,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用者の収入区分</th> <th colspan="2">使 用 料（月額）</th> </tr> <tr> <th>単身世帯用住宅</th> <th>2人世帯用住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>123,000円以下の場合</td> <td>13,000円</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>123,000円を超え153,000円以下の場合</td> <td>15,800円</td> <td>21,300円</td> </tr> <tr> <td>153,000円を超え178,000円以下の場合</td> <td>18,700円</td> <td>25,200円</td> </tr> <tr> <td>178,000円を超え200,000円以下の場合</td> <td>21,600円</td> <td>29,100円</td> </tr> <tr> <td>200,000円を超え238,000円以下の場合</td> <td>24,900円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>238,000円を超え268,000円以下の場合</td> <td>28,600円</td> <td>38,600円</td> </tr> <tr> <td>268,000円を超え322,000円以下の場合</td> <td>56,500円</td> <td>72,300円</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超える場合</td> <td>80,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	使用者の収入区分	使 用 料（月額）		単身世帯用住宅	2人世帯用住宅	123,000円以下の場合	13,000円	17,600円	123,000円を超え153,000円以下の場合	15,800円	21,300円	153,000円を超え178,000円以下の場合	18,700円	25,200円	178,000円を超え200,000円以下の場合	21,600円	29,100円	200,000円を超え238,000円以下の場合	24,900円	33,600円	238,000円を超え268,000円以下の場合	28,600円	38,600円	268,000円を超え322,000円以下の場合	56,500円	72,300円	322,000円を超える場合	80,000円	100,000円
使用者の収入区分		使 用 料（月額）																																																									
	単身世帯用住宅	2人世帯用住宅																																																									
104,000円以下の場合	13,000円	17,600円																																																									
104,000円を超え123,000円以下の場合	15,000円	20,300円																																																									
123,000円を超え139,000円以下の場合	17,100円	23,200円																																																									
139,000円を超え158,000円以下の場合	19,300円	26,200円																																																									
158,000円を超え186,000円以下の場合	22,100円	30,000円																																																									
186,000円を超え214,000円以下の場合	25,500円	34,600円																																																									
214,000円を超え259,000円以下の場合	57,400円	73,200円																																																									
259,000円を超える場合	85,000円	106,000円																																																									
使用者の収入区分	使 用 料（月額）																																																										
	単身世帯用住宅	2人世帯用住宅																																																									
123,000円以下の場合	13,000円	17,600円																																																									
123,000円を超え153,000円以下の場合	15,800円	21,300円																																																									
153,000円を超え178,000円以下の場合	18,700円	25,200円																																																									
178,000円を超え200,000円以下の場合	21,600円	29,100円																																																									
200,000円を超え238,000円以下の場合	24,900円	33,600円																																																									
238,000円を超え268,000円以下の場合	28,600円	38,600円																																																									
268,000円を超え322,000円以下の場合	56,500円	72,300円																																																									
322,000円を超える場合	80,000円	100,000円																																																									

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（以下「新条例」という。）の規定による使用料の額の決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 新条例別表の規定は、平成22年度以降の年度の借上げ住宅の毎月の使用料の算定について適用し、平成21年度以前の借上げ住宅の毎月の使用料の算定については、なお従前の例による。
- 4 施行日において現に借上げ住宅を使用している者の次の各号の表の左欄に掲げる各年度の使用料は、その者に係る新条例の規定による使用料の額（以下「新使用料の額」という。）が改正前の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定による使用料の額（以下「旧使用料の額」という。）を超える場合にあっては、新使用料の額から旧使用料の額を控除して得た額に次の各号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ当該各号の表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧使用料の額を加えて得た額とする。

新条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階と旧条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階とを比較して1段階上昇する場合

年度の区分	負担調整率
平成22年度	5分の1
平成23年度	5分の2
平成24年度	5分の3
平成25年度	5分の4

新条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階と旧条例別表に掲げる使用者の収入区分の各段階とを比較して2段階上昇する場合

年度の区分	負担調整率
平成22年度	7分の1
平成23年度	7分の2
平成24年度	7分の3
平成25年度	7分の4
平成26年度	7分の5
平成27年度	7分の6